介護保険主治医意見書請求に関するQ&A

- Q1 依頼書で更新とありますが、その場合当院での作成歴のない方でも請求は継続扱いですか?
- A1 要介護認定申請が更新の場合でも作成歴のない場合は新規扱いとなります。(依頼書に記載されているのは申請種別のため、医療機関での意見書作成歴とは異なります。作成歴や新規、継続が不明な場合はお問い合わせください。)
- Q2 当院で作成歴はあるが、作成医師が異なる場合は新規ですか?
- A2 同一病院内での2回目以降の作成は継続扱いとなります。ただし過去の意見書を作成したことがあるが、 概ね5年以上経過し、過去の診療録等で意見書作成の記録が確認できない場合は新規扱いとなります。
- Q3 施設の嘱託医以外が主治医として施設入所者の意見書を作成する場合の請求種別はどうなりますか?
- A3 施設入所者であっても、当該施設と関係がない医師が意見書を作成する場合は在宅扱いとなります。
- Q4 在宅者が入院中に入院先の病院で意見書を記載された場合、請求種別はどうなりますか?
- A4 施設扱いとなります。
- Q5 請求書の誤りを訂正したい場合はどうしたらいいですか
- A5 二重線に<u>訂正印 (請求印と必ず同じもの)</u>を押印してください。<u>なお合計欄の訂正は訂正印があっても</u> 認められていません。再度請求書を送付しますのでご連絡ください。

根拠資料

- ·厚生労働省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡 (平成11年6月1日、平成11年7月7日、平成11年9月6日、平成11年11月26日)
- ・日本医師会 日医ニュース 第910号 (平成11年8月5日)